

土採取事業届出手続の概要

1 届出の対象事業

採取面積 1,000 m²以上又は採取土量 2,000 m³以上の土採取事業が対象です。

2 指導基準

掘削、災害防止等、公害及び保安対策、交通対策及び緑の保護と緑化に関して基準があり、事前協議の中で審査します。

【指導基準一部抜粋（掘削の基準例）】

- ・ 掘削する場所の周辺の土地のうち最も低い部分よりも低く掘削しないこと。
- ・ 隣接地等からの保安距離を必ず設けること。
- ・ 法面の切土勾配は基準にあった施工をすること。
- ・ 保安距離、最終法面の勾配及び計画地盤高さを表示する杭を設けること。

3 事前協議に要する書類

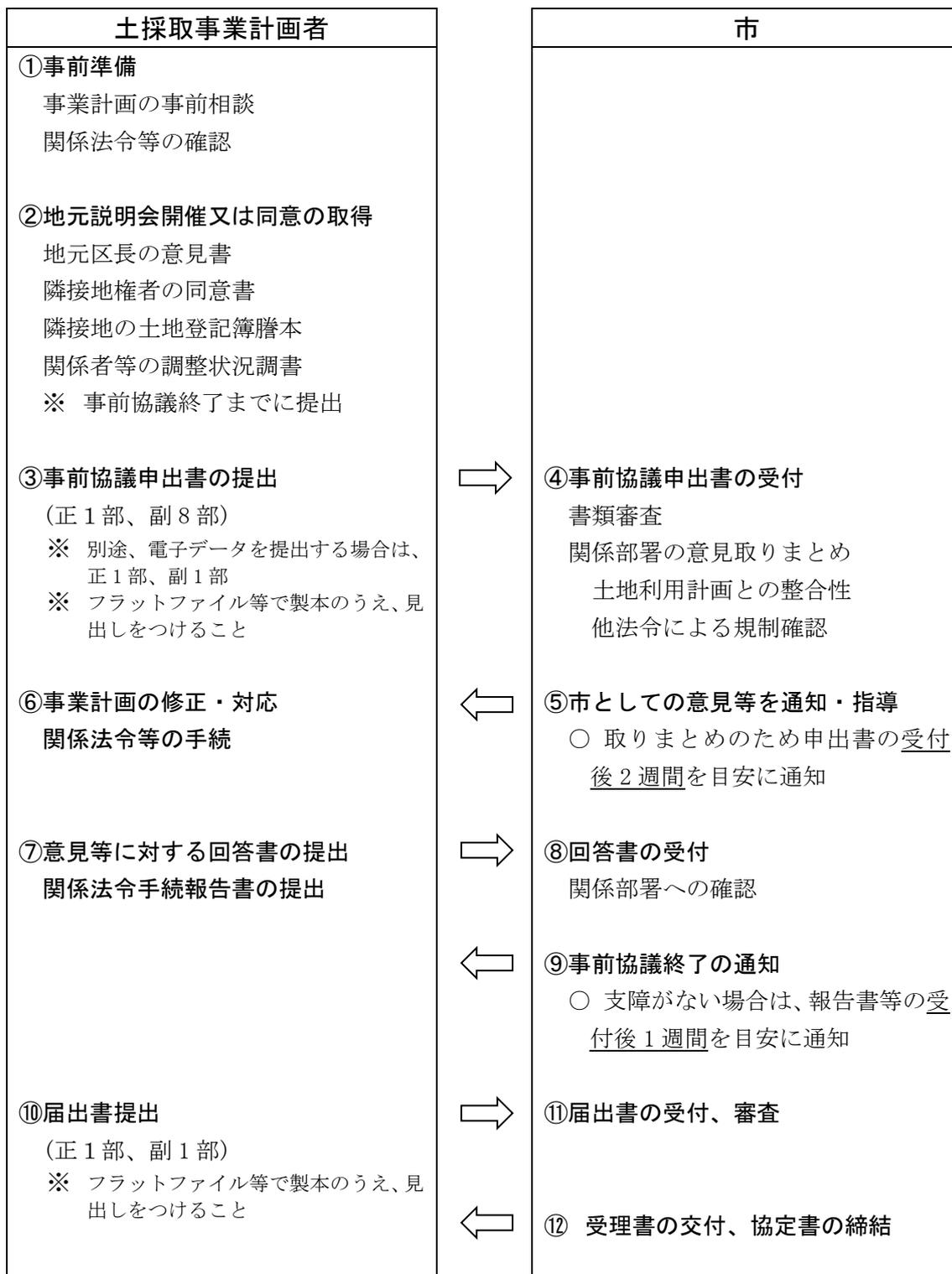
- ・ 事前協議申出書・土採取事業計画書（事前協議要領様式第1号）
- ・ 採取場の位置図（縮尺 1/1,000 程度）
- ・ 採取場周辺見取図（縮尺 1/1,000 程度）
- ・ 国道又は県道までの搬出路平面図（縮尺 1/1,000 程度）
- ・ 採取区域の実測平面図（縮尺 1/1,000 程度）
- ・ 採取区域の実測平面図に採取後の計画地盤を記載した計画平面図
- ・ 採取区域の実測縦断面図に採取後の計画地盤を記載した計画縦断面図
- ・ 採取場及び隣接する土地の公図写し
- ・ 採取区域の土地登記簿謄本
- ・ 届出者の住民票の写し及び身分証明書（*法人の場合は、法人登記簿謄本及び代表者の身分証明書）
- ・ 土地の使用権限を証する書類
- ・ 雨水排水計画図（採取中・完了形）
- ・ 土砂流出防止計画図（採取中・完了形）
- ・ 事業経歴書
- ・ 採取区域の土質検査を行った結果に関する書類（*任意提出書類）

以下は事前協議終了までに提出

- ・ 地元区長の意見書
- ・ 隣接地権者の同意書及び隣接地の土地登記簿謄本
- ・ 地元関係者等の調整状況調書
- ・ 関係法令手続報告書

土採取事業届出手続の概要

4 事前協議から届出までの手続きについて



※ この書類は、手続の概要を記したものであるため、詳細については、必ず「銚田市土採取事業規制条例 届出の手引き」(銚田市 HP でダウンロード)で確認してください。